		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	
	外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.62
		壁		0.49	0.58	0.86	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	
その他の単位住戸		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	
			その他の部分	0.71	0.71	1.38	

備考

1　鉄筋コンクリート造等の単位住戸において、「内断熱工法」とは構造体の内側に断熱施工する方法をいい、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

2　単位住戸において複数の単位住戸の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの単位住戸の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

3　土間床等とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。以下同じ。

4　土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。

ロ　断熱材の熱抵抗の基準

(イ)　各部位（鉄骨造の単位住戸の壁であって断熱材の施工法が外張断熱工法（木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸において、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。）及び内張断熱工法（木造、枠組壁工法又は鉄骨造の単位住戸において、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。）以外であるものを除く。）の断熱材の熱抵抗が、単位住戸の種類、断熱材の施工法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以上であること。

単位住戸の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の基準値（単位　1ワットにつき平方メートル・度） 地域の区分			
				1及び2	3	4、5、6及び7	8
鉄筋コンクリート造等の単位住戸	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	1.6
		壁		2.3	1.8	1.1	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	1.4
		壁		1.8	1.5	0.9	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	
木造の単位住戸	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0
		壁		3.3	2.2	2.2	
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	